

環水大総発第 101015002 号
環水大大発第 101015004 号
平成 22 年 10 月 15 日

各都道府県知事

殿

各政令市長

環境省水・大気環境局長

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」について（通知）

平成 7 年 9 月 20 日付け諮問第 24 号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」のうち、1) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し並びに有害大気汚染物質のリスクの程度に応じた対策のあり方について、2) ヒ素及びその化合物に係る指針値について、別添のとおり 10 月 15 日に中央環境審議会会長から「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」として環境大臣に対し答申がなされました。貴職におかれましては、当該答申の主旨を踏まえ、活用を図っていただくようお願いいたします。

1. 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直しについて

平成 8 年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年 10 月 18 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として 234 物質が、「優先取組物質」として 22 物質が列挙されました。

その後、平成 12 年 12 月 19 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第六次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づく PRTR 制度の対象物質との

整合性を考慮した見直しを行うことが適当であり、また、優先取組物質についても PRTR 制度による情報や最新の科学的知見を元に見直すことが必要とされたところ
です。

化管法については、最新のデータにより対象物質の見直しが行われ、平成 20 年 11 月に化管法施行令が改正されて 462 物質、100 物質がそれぞれ新しい第一種指定化学物質、第二種指定化学物質として選定されたところです。

今般の答申では、これらの状況を踏まえ、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質が見直され、その具体的作業に当たっては、化管法対象物質の選定の考え方及び選定時に用いられた最新の有害性、曝露性の情報等を活用し、また、必要に応じて、有害性、曝露性の情報を別途、個別に確認した上で、それぞれの物質が選定されました。

また、物質リストの見直しに併せて、有害大気汚染物質の分類に応じて、国、地方公共団体及び事業者の各主体の取組が明確となるよう、リスクの程度に応じた対策のあり方について整理が行われました。

2. ヒ素及びその化合物に係る指針値について

有害大気汚染物質のうち、優先取組物質については、平成 15 年 7 月 31 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染対策のあり方について（第七次答申）」（以下「第七次答申」という。）において、環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下「指針値」という。）を設定することとされ、これまで、第七次答申に基づきアクリロニトリル等の 4 物質、平成 18 年 11 月 8 日付け「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」に基づきクロロホルム等 3 物質について指針値を設定しています。また、第七次答申において優先取組物質のうち指針値が示されなかった物質については、今後、指針値の迅速な設定を目指し、検討を行っていくことが適当であるとされています。

こうした状況の中、環境省では、今般の答申に基づきヒ素及びその化合物について、別表のとおり指針値を設定することとしました。

この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基本法第 16 条に基づき定められる行政目標としての環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されます。

また、第七次答申において了承された中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合

専門委員会報告「今後の有害大気汚染物質に係る健康リスク評価のあり方について」に記載されているとおり、指針値は、リスク低減の観点から、このレベルが達成できるように排出抑制に努めるべきものとして理解することが妥当と考えられますが、基本的には長期的曝露による有害性を未然に防止する観点から設定されるものであり、指針となる数値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものと解すべきではないと考えられます。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6 ng-As/m ³ 以下
-------------	--------------------------------

（注）指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

別添 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）